

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、製造工として円筒研削加工作業等に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月頃から息苦しさ、目の霞み、頭痛の症状が出現したという。請求人は、平成○年○月○日、Cクリニックに受診し「めまい、メニエール病（疑）」と診断され、同年○年○月にD病院に受診し「化学物質過敏症」、同月○日にEクリニックに受診し「良性発作性頭位めまい症」、同月○日にFクリニックに受診し「精神神経症」とそれぞれ診断された。

その後、請求人は、平成○年○月○日、Gクリニックに受診し「化学物質過敏症」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して、平成○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、業務中に使用した化学物資のばく露により化学物質過敏症を発症したものであり、業務上の災害である旨主張している。

(2) 請求人を化学物質過敏症と診断したH医師は、平成○年○月○日監督署受付の意見書において、初診時の自訴の主なものとして「頭痛、視界がボヤける。息苦しさ、むせる、思考力の低下と、空気汚染化学物質で症状が発現、悪化する。」とし、他覚的には検査所見として「自律神経失調」、「平衡機能障害」、「眼球追従運動検査で異常」とし、米国の化学物質過敏症診断合意事項の6項目に合致しており、本邦石川基準にも合致していることから、請求人の傷病を化学物質過敏症と診断した旨述べている。

(3) また、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「タバコの煙、香水の臭いなどで、頭痛が出現し、焦点があわなくなる。(中略)会社での香水のにおいなどが負担になっている」ことから、傷病名を化学物質過敏症と所見している。しかし、D病院では化学物質の負荷室が廃止されたため、確定診断はできないと述べている。

(4) 一方、J医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「化学物質過敏症の概念が医学的に確立されていないこと、病状発現に個体要因が大きいこと、本件の診断が、症状の主観的評価にとどまり、用いられた客観的検査法も

診断法として価値があると受け入れられているとは言い難いこと、請求人に見られた症状が他の疾患による可能性が排除できないことにより、本件で業務における有機溶剤ばく露によって請求人が化学物質過敏症を発症したと判断することについて、高度の蓋然性をもって証明することはできない。」と述べている。

(5) 当審査会において、本件一件記録を精査したが、決定書理由に説示のとおり、請求人の化学物質過敏症は疑いの病名にとどまると判断されるところ、J医師の上記意見にもあるとおり、化学物質過敏症の概念が医学的に確立されたものとは言えないことも加味すると、請求人に発症した傷病は、業務中に使用した化学物資のばく露に起因したものと認めることはできず、したがって、業務上の事由によるものとは判断できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。